物流塾

コンプライアンス 至上の時代

行政書士　林　英男氏

■8■

単体物申請は荷主の印必要

超寸法および重量物車両の運行に関する法的規制の中で、道路運送車両法の保安基準の緩和申請について説明する。

道路運送車両法の保安基準は、道路運送の安全性を確保するため、車両自体の設備、車体装置、車両総重量（二十～二十八㌧）、寸法（幅二百五十㌢、高さ（三百八十㌢）、長さ十二㍍）を定めたものである。

この条件を超えて車両を車検証に登録するためには、陸運局へ保安基準の緩和申請をすることが前提となる。

単体物に関しては、積載物が保安基準を超えて運行させるを得ないことを明らかにすることが必須となる。

単体物が分割不可であることを証するため、積載物のカタログなどの概略図および荷主からの押印済みの輸送依頼書の添付を必要とする。

さらに、許可前には陸運局の担当官が現地に出向き申請通りの単体物が存在しているかを確認し許可する。

また、当該許可の有効期限は二年間。更新に際しては輸送実績表および荷主からの押印済みの輸送依頼書の再取得が必要となる。

要望でバラ積み申請可能に

分割可能積載物の保安基準の緩和（バラ積み緩和）は、積載物が保安基準を超えて運行させるを得ない理由が特にないため、認められていなかった。

しかし平成十五年十月、民間事業団体からの、物流の効率化を目的とする分割可能積載物の車両総重量規制緩和の強い要望で、セミトレーラーなどの車両重量が三十六㌧、トラクターとの連結総重量で四十四㌧まで保安基準緩和申請を行うことが可能となった。

単体物と異なり積載物が特定できないことで、単体物のような輸送依頼書や現地調査を必要とせず、更新も必要ない。

保安基準緩和申請

条件超える理由必須

超寸法・重量物に関する三つの規制を四回にわたり紹介してきた。これら規制は安全性を確保していくとでなくてはならないものがあると同時に、一部制度・規制が重複したところもあり、改善・簡素化の余地は多いと感じる。

業界団体の役割大きく

前記の例から、もし、官公庁が事柄の安全性や批判を受けない制度設計に傾倒し、物流の効率性や感覚感覚からずれていれば、規制緩和や制度の改廃、新たな制度の提案など、その提起を提示し主張してほしいと思う。その意味で、物流関係では全日本トラック協会の果たす役割と責任は大きいように思う。

問い合わせは林行政書士事務所まで。電話０８６（２４７）８８４４。

（連載終わり）